

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(近江八幡市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇		1948	田	3,860	賃借権	水田	R5.8.1	R9.12.31	4年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1949	田	2,000	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1950(A)	田	4,445	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1957(A)	田	3,880	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1958	田	2,258	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1959	田	2,700	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1964	田	2,347	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1965	田	3,220	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町西老蘇	四ツ俣	1966(A)	田	1,629	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野	西椋	2226	田	3,310	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野	西椋	2227	田	2,924	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 内野営農組合	滋賀県近江八幡市	近江八幡市	安土町内野	西椋	2228	田	2,000	賃借権	水田	R5.8.1	R7.12.31	2年5ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき